

寒川町企業等の立地促進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (加える) (7) 工業系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第10項に規定する準工業地域、同条第11項に規定する工業地域及び同条第12項に規定する工業専用地域をいう。 (加える) (8) (略) (9) 田端西地区土地区画整理事業区域 都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。 (10) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。 (加える) (加える) (加える)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 商業系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第9項に規定する近隣商業地域及び同条第10項に規定する商業地域をいう。 (8) 工業系地域 都市計画法第9条第11項に規定する準工業地域、同条第12項に規定する工業地域及び同条第13項に規定する工業専用地域をいう。 (9) 国県認定企業等 国が積極的な成長投資に取り組むものと認めた企業等又は神奈川県企業誘致施策において認定された企業等(規則で定める企業等に限る。)をいう。 (10) (略) (削る) (削る) (11) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。 (12) 田端西地区土地区画整理事業区域 都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。 (13) 本社機能 企業の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、

(加える)

(11) 常時雇用する従業員 立地を行う企業等が、立地の日の前後2月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用している者（規則で定める者に限る。）で、その者の雇用の日の1年前から第6条の規定による申請（第5条に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。）の日まで継続して町内に住所を有するものをいう。

(12) （略）

（奨励措置を受けるための要件）

第3条 _____工業系地域において立地を行う企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地に係る事業所が、次に掲げるいずれかの事業の用に供されるもの _____であること。

ア～エ （略）

(2)～(4) （略）

（固定資産税等の不均一課税）

第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の税率は、寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率については、この限りでない。

(1) 固定資産税の税率 100分の0.7 _____

(14) ロボット関連産業 センサー、知能・制御系及び駆動系の3つの要素技術を有する機械システムを製造する産業をいう。

(15) 常時雇用する従業員 立地を行う企業等が、立地の日の前後2月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用している者（規則で定める者に限る。）で、その者の雇用の日 _____ から第6条の規定による申請（第5条に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。）の日まで継続して町内に住所を有するものをいう。

(16) （略）
（奨励措置を受けるための要件）

第3条 商業系地域又は工業系地域において立地を行う企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地に係る事業所が、次に掲げるいずれかの事業の用に供されるもの 又は国県認定企業等の事業所であること。
ア～エ （略）

(2)～(4) （略）
（固定資産税等の不均一課税）

第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の税率は、寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率については、この限りでない。

(1) 固定資産税の税率 100分の0.7
（本社機能を有する事業所又はロボ

(2) 都市計画税の税率 100分の0.1 2・3 (略) 附 則 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。	<u>ット関連産業の事業所の場合にあつては、100分の0.35)</u> (2) 都市計画税の税率 100分の0.1 (<u>本社機能を有する事業所又はロボット関連産業の事業所の場合にあつては、100分の0.05)</u>) 2・3 (略) 附 則 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。